霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、原油価格の高騰の影響を受けた市内の林業事業体等に対し、予算の範囲内で霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　次に掲げる者のうち、いずれかに該当するもの

ア　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）に基づき鹿児島県知事の認定を受けた認定林業事業体であって、本市内に事務所を有するもの

イ　鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（平成28年施行）に基づき鹿児島県に登録されている登録林業経営体であって、本市内に事務所を有するもの

ウ　森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項に基づき鹿児島県が公表した林業経営者であって、経営管理実施権の設定を希望する区域に本市を選択しているもの

エ　木材加工業者であって、本市内に事務所及び加工場を有するもの

⑵　霧島市暴力団排除条例（平成25年条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員に該当しないもの

⑶　市税等を滞納していないもの

⑷　次条に規定する補助対象経費について、国、県又は市の他の制度による補助を受けていないもの

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、補助対象者が市内の山林における森林整備の実施に伴う高性能林業機械の稼働又は市内の加工場における木材の積み下ろし等に使用するフォークリフト等の稼働のために、令和８年１月１日から令和８年12月31日までの期間に使用した軽油の購入経費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する軽油の購入数量に対し、１リットルあたり20円を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の額の上限は、１事業者あたり50万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和９年２月１日までに、霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金交付申請書（第１号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金事業実績書（第２号様式）

⑵　軽油の購入に係る領収書等の写し（納入日、燃料の種類、数量、販売者及び購入者の記載があるものに限る。）又は販売証明書（第３号様式）

⑶　林業機械等の稼働状況及び市内における森林施業又は木材加工で使用するために購入したものであることを証する書類の写し

⑷　市税の滞納がないことを証する書類（本市内に事務所を有する者に限る。）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書（第４号様式。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第７条　前条の規定により交付決定及び確定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、霧島市林業用燃油高騰対策支援事業補助金交付請求書（第５号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

⑴　交付申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。

⑵　交付決定及び確定通知書の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

⑶　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（関係書類の整備）

第９条　交付決定者は、当該事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを事業完了の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年10月２日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第８条及び第９条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。